# 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県伊達郡川俣町
- 2 構造改革特別区域の名称 ゆう・ゆう ライフ川俣町 どぶろく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲福島県伊達郡川俣町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢

福島県中通り地方の北部に位置する川俣町は、東西約 10 km、南北約 20 km、総面積 127.66 kmで、東は相馬郡飯舘村と双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接し、相馬郡境につらなる北部阿武隈の山なみには、秀麗な花塚山918m、高太石山863mがそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地がひらけ、丘陵性のため、集水面積が小さく、大河川の発達はみられない。

耕地は広瀬川、口太川及び女神川の流域にややまとまるほかは、山間地をぬう傾斜地が多く、標高 500m以上の高冷地型も少なくない。

#### (2) 気候

気候は年間平均気温が 12  $\mathbb{C}$  、降水量は年間を通じて約 1,100 mm前後であり比較的温暖である。平均初霜は 10 月下旬、平均終霜は 4 月下旬となっている。降雪期間は、12 月から 3 月までの 120 日ほどである。

#### (3) 沿革

川俣町は、古くから絹の町として栄え、明治、大正、昭和期には輸出花形商品の 羽二重を生産し国の外貨獲得に貢献してきた。

昭和 30 年 3 月には町村合併促進法により 1 町 7 村が合併し、平成 17 年には町制施行 50 周年を迎えた。

人口は、昭和 30 年合併時の 26,949 人をピークに、平成 17 年の国勢調査では、 1万7千台となり減少の一途をたどっている。

# (4) 地域づくり

川俣町では、地域の活性化を目的に、農業交流体験事業、二地域居住、UIターン事業等による都市住民の受け入れや、豊かな緑に囲まれた自然、絹の町として栄えた歴史、国際的イベントであるコスキン・エン・ハポン(中南米音楽祭)等を活かした都市部との交流を積極的に推進して、都市住民に川俣町のすばらしさを伝え、交流による活力あるまちづくりを進めてきた。

また、これまでも川俣町では、平成 10 年に第 4 次川俣町振興計画を策定し、「ゆう・ゆう ライフ川俣町」をまちづくりの理念として、まちづくりの 3 つの基本目標である「暮らしやすい川俣町にする」、「活気あふれる川俣町にする」、「みんなが誇りに思える川俣町にする」の実現に向けて、町民が豊かな生活を送れるまちづくりを推進してきた。

しかしながら、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行や地方 分権の進展に伴い、財政需要が増大する一方、長引く景気の低迷による税収の落ち 込み等により、歳入が減少しており、また、国において議論されている税源移譲を 含む地方財政制度の見直しについても、先行きは不透明で、大きな歳入増は期待で きない状況となっており、川俣町は大きな転換期を迎えている。

# 5 構造改革特別区域計画の意義

川俣町では、昭和 50 年秋に当町在住のフォルクローレ愛好家やノルテ・ハポン (北日本中南米音楽連盟) の呼びかけで始まったコスキン・エン・ハポン (中南米音楽祭) が、現在では、国内外の一流のプロの演奏家も参加する、国内最大のフォルクローレ・フェスティバルとなっており、広域からの集客を得る町をあげての大きなイベントとなっている。

農村部においても、現在実施している農業体験交流を充実させるため、農業体験が可能な二地域居住体験施設を整備し、体験施設利用者の相談、農業の指導等について、地域住民の協力による組織作りを行い、都市部からの集客確保に努めている。さらに、都市住民を積極的に受け入れるため、平成20年度から廃校となった小学校を農業体験交流施設として整備することとしており、中・長期滞在の中、地元の郷土料理、里山の散策、自然観察活動、農作業の体験などを楽しんでもらい、地域住民と都市住民との交流による地域の活性化を図ることとしている。なお、既に農家民宿1件がオープンしている。

こうした状況の中、地域の特性である豊かな自然環境、歴史や伝統・文化などを

活かした地域の活性化を促進するとともに、規制の特例措置を最大限活用することにより、新たな産業の振興と交流のまちづくりを推進するものである。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

平成22年度を目標年次とした第4次川俣町振興計画は、川俣町に住む町民一人一人がその主体となり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、町民と行政がともに手を携えて一丸となり、町民が豊かな生活を送れるまちづくりに取り組むこととしている。

このような理念を踏まえながら、豊かな自然環境や地域資源を活用するとともに、 地域住民の協力を得てグリーンツーリズムを推進し、都市部との交流の拡大に努め ることを目標にする。

特に、農業交流体験施設については、地域資源を活用した郷土料理、酒類、地域の歴史文化に触れる機会を拡充し、滞在機能の強化を図ることで機能を充実させるとともに、都市部の住民と地域住民の交流による地域の活性化を目指し、豊かな自然環境を守り訪れる人々によろこばれる地域づくりを推進する。

また、川俣町は、各産業の高度化や新しい産業の育成を図る上で、技術や能力に優れた担い手の育成を図るとともに、新たな産業を興そうとする起業家に対してその起業を支援し、新たな産業の芽生えと産業活力の向上を積極的に促進し、農林業の第一次産業を中心にバランスのとれた産業体系を目指している。

農業は、食糧供給安定のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が持続的に行われることにより、多面的な機能を有している。それらを活かすためにも、安定的な農業経営を目指して、農産物の生産から加工、販売等に積極的に取り組み、地域農業を振興し農産物流通を活発にして、生産性の向上を促進するとともに、地域産業の活性化を図ることを目標とする。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、豊かな自然環境、地域の歴史や伝統・文化などを活用した都市住民との交流を図るとともに、これまで蓄積されてきた個性的かつ独自性ある取り組みを地域住民と協力し継続させ、更に発展させ地域の活性化を図るものである。このことから、交流人口の拡大が期待されることにより、地域住民の主体的な取り組みが誘発され、地域産品の加工・販売、個性的な飲食店の経営等が手がけられ社会的経済的効果が期待できる。

### ○新規起業

農家民宿、農家レストラン、自家製による酒類製造業等、地域に根ざした新たな 起業が期待される。

	現在	平成23年度目標	平成26年度目標
農家民宿等の開業件数	1 件	2 件	3 件
自家製による濁酒製造件数	0 件	2 件	3 件

#### ○観光客の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の増加が期待される。

					平成 18 年度実績	平成23年度目標	平成26年度目標
宿	泊		客	数	4,588 人	5,400 人	6,000人
日	帰	り	客	数	238,706 人	264,000 人	279,000 人

## ○農家所得の増加

観光客増加に伴う販路拡大、農業生産物出荷量の増加などから、農業所得の向上 効果が期待できる。

	平成18年度実績	平成23年度目標	平成26年度目標
生産農業所得	990 百万円	1,100 百万円	1,300 百万円
農家1戸当たりの所得	752 千円	900 千円	1,000 千円

# 8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定の事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

## (1) 農業体験交流の推進(グリーンツーリズムの推進)

農業体験や農業生活を体験してみたいという都市住民を積極的に受け入れるため、二地域居住体験施設や廃校となった小学校を農業体験交流施設として整備し、地域住民とともに組織の体制を整え、自然観察活動、農作業の体験等を積極的に推進し都市住民との交流を図る。

#### (2) 新たな起業家支援事業

川俣町では、新たな産業を興そうとする先見性と独創性にあふれた起業家に対して支援を図っている。今後もグリーンツーリズムを推進するための各種取り組みを総合的に実施することにより、都市住民との交流人口が増加し、新たなサービスの起業も期待できるため、積極的に起業家の支援を図る。

# (3) コスキン・エン・ハポン (中南米音楽祭) の開催

川俣町では、町民が主体となり毎年 10 月の第2土、日、祝日の3日間、全国からフォルクローレの愛好家、約 160 組が集まり、国内で最大級のコスキン・エン・ハポン(中南米音楽祭)が町の中央公民館において開催される。

この手づくりの音楽祭を契機に、来訪者との交流を図るとともに、一人でも多くの川俣ファンをつくり、川俣町の情報の発信につなげ、活気あるまちづくりを推進する。

別紙 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業の 内容、実施主体及び開始の日ならびに特定事業ごとの規制の特例措置の内容 1 特定事業者の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料としてその他の醸造酒(特定酒類)(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

#### 4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 福島県伊達郡川俣町の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類の製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細 上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造す る。
- 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒(特定酒類)を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数

量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この取り組みにより、都市住民との交流が一層深まるとともに、小規模ながらも地域に根ざした新しい産業の創出や農家の副業としての新しい収入が期待されることから、地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。 町は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。